

静岡県告示第195号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において同法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるものをいう。</p> <p>(20)～(28) (略)</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、<u>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの</u>、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において同法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるものをいう。</p> <p>(20)～(28) (略)</p> <p>(29) この要綱において「改築」とは、<u>既存の施設の定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。次号において同じ。）</u>をすることをいう。</p>

<p>(29)～(33) (略)</p> <p>第10 (略)</p>	<p>(30) この要綱において「増改築」とは、既存の施設の増員を図るための整備及び改築整備をすることをいう。</p> <p>(31)～(35) (略)</p> <p>第10 (略)</p> <p>第11 離島振興法による特例</p> <p>補助事業が離島振興法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において行われる場合は、別表2に掲げる補助額に0.08を乗じて得た額を加算する。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
-------------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1 地域密着型サービス等整備助成事業の項中「又は増床する」を「増床し、改築し、又は増改築する」に、「4,270,000円（知事が別に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、地域密着型特別養護老人ホームの定員1人当たり213,500円を加算する。）」を「4,480,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、定員1人当たり224,000円を加算する。）」に、「32,000,000円」を「33,600,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり1,680,000円を加算する。）」に、「5,670,000円」を「5,940,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり297,000円を加算する。）」に、「11,300,000円」を「11,900,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり595,000円を加算する。）」に、

(7) 介護予防拠点	1施設当たり	8,500,000円	を
------------	--------	------------	---

(7) 介護予防拠点	1施設当たり	8,910,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり445,500円を加算する。)	に、
------------	--------	---	----

「1,130,000円」を「1,190,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり59,500円を加算する。）」に、

認知症高齢者グループホーム	1施設当たり	8,500,000円
---------------	--------	------------

を

認知症高齢者グループホーム	1施設当たり	8,910,000円
---------------	--------	------------

に改め、

同表介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中「又は増床する」を「増床し、改築し、又は増改築する」に、「800,000円」を「839,000円」に、「13,300,000円」を「14,000,000円」に、「4,000,000円」を「4,200,000円」に、「200,000円」を「219,000円」に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中「700,000円」を「734,000円」に、「1,930,000円」を「2,240,000円」に「2,390,000円」を「2,770,000円」に、「964,000円」を「1,115,000円」に改める。

別表2中「又は増床する」を「増床し、改築し、又は増改築する」に改める。

様式第3号中

補助所要額 J

を

選定額 J	特例による加算額 K	補助所要額 L = J + K

に改め、

同様式（注）に次のように加える。

3 K欄の特例とは、要綱第11の離島振興法による特例をいう。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

2 令和元年9月30日までの間は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱別表1中「4,480,000円」とあるのは「4,390,000円」と、「224,000円」とあるのは「219,500円」と、「33,600,000円」とあるのは「32,900,000円」と、「1,680,000円」とあるのは「1,645,000円」と、「5,940,000円」とあるのは「5,830,000円」と、「297,000円」とあるのは「291,500円」と、「11,900,000円」とあるのは「11,700,000円」と、「595,000円」とあるのは「585,000円」と、「8,910,000円」とあるのは「8,740,000円」と、「445,500円」とあるのは「437,000円」と、「1,190,000円」とあるのは「1,170,000円」と、「59,500円」とあるのは「58,500円」と、「839,000円」とあるのは「823,000円」と、「14,000,000円」とあるのは「13,700,000円」と、「4,200,000円」とあるのは「4,120,000円」と、「219,000円」とあるのは「214,000円」と、「734,000円」とあるのは「720,000円」と、「2,240,000円」とあるのは「2,200,000円」と、「2,770,000円」とあるのは「2,720,000円」と、「1,115,000円」とあるのは「1,095,000円」とする。

3 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

4 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により知事に対してされている交付の申請は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいて、知事に対してされた交付の申請とみなす。